

五監公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年1月29日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫

佐 藤 渉

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

高齢福祉課

4. 監査の範囲

令和2年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和2年12月25日～令和3年1月27日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理の一部に不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき、又は同条第15項の規定により当該勧告に基づき必要な措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 馬下保養センター一般使用料について、令和2年6月、7月、8月の3か月に亘り、収入事務を遅延した事例が見受けられる。事務管理体制を強化し、五泉市会計事務規則に則り、適正な事務処理に努められたい。
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）とした業務委託において、五泉市契約事務規則第4条第4項第3号に規定の事後公表がされていない。適正な事務処理に努められたい。
- ③ 行政財産目的外使用料については、五泉市行政財産目的外使用料条例第4条で原則として前納としており、また五泉市会計事務規則第20条で納期限が定められているが、この条例等で定める日以外の納期限を設定している事例が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。
- ④ 令和2年4月の事務室移動に伴い、所管換えの必要な庁用備品が一部見受けられるが、五泉市財産事務規則第61条による所定の手続きがされていない。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

介護保険料の滞納繰越額は、令和元年度においては15,077千円となっている。今後、団塊世代の後期高齢化を迎え、介護保険の要支援及び要介護認定者は増加が見込まれ、滞納による給付制限が講じられる利用者の増加も懸念される。公平性を確保する観点からも、担当課と連携を一層密にされ、未納解消に努められたい。